

給 与 規 程

平成23年7月14日 制 定
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、就業規則第30条の規定に基づき技術研究組合 NMEMS 技術研究機構職員（以下「機構職員」という。）の給与に関し必要な事項を定める。ただし、機構職員は、嘱託雇用契約を締結した者をいう。

なお、プロジェクト参加のための出向者、兼務出向者については、本規則の規定に関わらず、その都度出向協定書の条件に基づくものとする。

(給与)

第2条 本規程で給与とは、嘱託雇用契約書に定める賃金をいう。

(諸手当)

第3条 諸手当は、通勤手当とし実費支給とする。その他、特に必要がある場合は時間外勤務手当を臨時に支給する場合がある。

(支給の方法)

第4条 給与は、所得税その他の法令で定められたものの額を控除して、原則として振込形式をもって本人に支給する。

2. 本人が死亡した場合、給与は、本組合が適当と認めた遺族に支給する。

(締切日、支給日)

第5条 給与、諸手当は月額制とし、毎月1日から末日までの分をその月の25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる場合は、前日に繰り上げて支給する。また、諸手当の内、時間外勤務手当については、1日から末日までの分を翌月に支給する。

(時間外勤務手当)

第6条 時間外勤務手当は、時間外勤務命令を行わないことが原則のため支給しないが、特別に必要な場合に限り別途支給できるものとする。

(非常時払)

第7条 職員またはその家族の出産、疾病、災害および冠婚葬祭の費用に充てるため、本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、その都度既住の勤務に関する給与を支給することができる。

(日割計算の方法)

第8条 月額制の給与の日割計算を必要とする場合は、月額額の20分の1に相当する額をその日額とする。

第2章 賃金

(賃金の決定)

第9条 賃金は本人の職務、能力、経験、年令、学歴及び職歴を総合的に評価して決定する。

(給与および諸手当の日割支給)

第10条 新たに採用され、また復職を命ぜられ、もしくは懲戒により解雇された者に対しては、その月の本俸および諸手当は、日割計算により支給する。

(退職者の給与)

第11条 職員が退職し、または死亡した場合、その月の本俸および諸手当は全額を支給する。ただし、自己の都合により退職した職員の就業日数が15日未満の場合は、その月の本俸および諸手当は、日割計算により支給する。

(休職期間の給与)

第12条 就業規則第31条により休職を命ぜられたときは、次の各号により休職給を支給する。

一、業務外の負傷、または疾病によるとき

当初の6カ月 本俸および諸手当（通勤手当は除く）
の100分の80

7カ月以降 //

の100分の60

二、刑事事件に関し起訴されたとき

//

の100分の60

三、業務上やむを得ない事由によるとき

//

の100分の80

（療養期間の給与）

第13条 業務上の負傷、または疾病により療養を要する期間は、賃金および諸手当（通勤手当は除く）の全額を支給する。

2. 業務外の疾病障害の場合

欠勤初日から起算して、休職に至る期間は、賃金および諸手当（通勤手当を除く）の全額を支給する。

（通勤手当）

第14条 職員がその住居から通勤場所に通勤するため、交通機関を利用した場合には、通勤手当として実費を支給する。

2. 前項の費用は原則として、最も経済的な経路によるものとする。

（特別な場合の時間外勤務手当）

第15条 第6条の規定により、時間外勤務は基本的に発生しないが、特別な場合に限り、職員に時間外又は休日に勤務を命じた場合の時間外勤務手当については、次の各号に定める額を支給する。

- ① 時間外（午前5時から始業時までの間又は就業時以後から午後10時までの間）に1時

間以上勤務する場合

$$\frac{\text{賃金}}{\text{所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 休日（休日の午前5時から午後10時まで）に勤務する場合

$$\frac{\text{賃金}}{\text{所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 時間外勤務が深夜（午後10時から午前5時まで）に及ぶ場合

$$\frac{\text{賃金}}{\text{所定労働時間数}} \times 1.5 \times \text{深夜労働時間数}$$

④ 休日勤務が深夜（休日の午後10時から午前5時まで）に及ぶ場合

$$\frac{\text{本俸等}}{\text{所定労働時間数}} \times 1.6 \times \text{休日深夜労働時間数}$$

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、運用細則が必要となった場合は理事長の承認の下に事務局が定める。

附 則

本規程は、設立の日から施行する。